

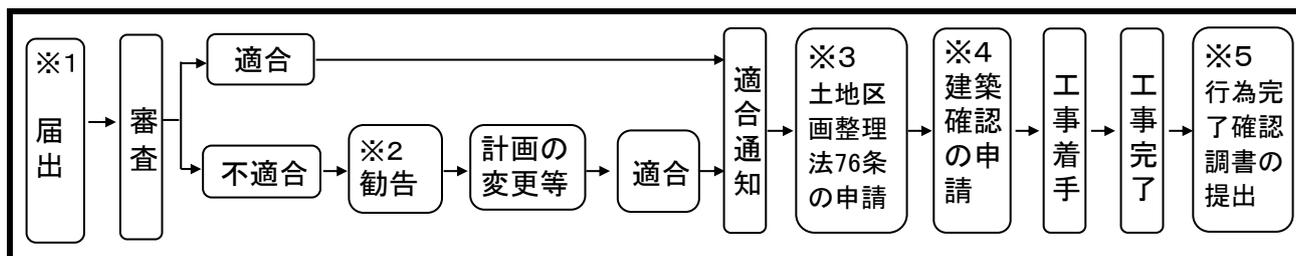
○地区計画の届出について

〈 届出に必要な添付書類 〉

	書類・図面	縮 尺	備 考
①	届出書		様式第1号
②	届出内容		別シートに様式有り
③	誓約書		別シートに様式有り(自筆で記入)
④	位置図	1/2,500以上	行為を行う土地の区域、並びに区域周辺の公共施設を表示する図面(見取り図、案内図)
⑤	配置図	1/100以上	敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面
⑥	求積図	1/50以上	建築確認に使用する図面と同等なもの
⑦	外構図	1/50以上	垣や柵、植栽及び門、擁壁等の配置、寸法、構造を示した図面。また、地盤面、道路面、隣地等の高さの関係を示した図面
⑧	平面図	1/50以上	壁面(外面)線の位置を表示したもので、建築物にあっては各階
⑨	立面図	1/50以上	立面は四面。住宅地区は屋根の勾配、外壁・屋根の色彩を表示したもの
⑩	断面図	1/50以上	二面以上の断面で、道路・敷地・隣地・柵等の高さを表示
⑪	委任状		届出の手続を第三者に委任する場合は委任状を添付すること。
⑫	その他、必要と認める書類・図面		仮換地指定通知書、仮換地図、造成計画図など。(必要があれば登記簿及び公図の写し)

※図書の縮尺は必要に応じ変更することができます。

〈 届出から工事着手まで 〉



- ※1: 建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに届出をします。(A4サイズで2部提出)
また、届出に係る事項を変更する場合も、変更に係る行為の着手30日前までに変更届をします。
- ※2: 届け出された計画が地区計画の内容にそぐわない場合、変更するよう勧告が行われます。
- ※3: 区画整理地区内は換地処分が完了するまで、土地区画整理法76条の申請が必要です。
(宜保地区、豊崎地区は不要です。)
- ※4: 建築確認申請が必要な場合に行います。
- ※5: 施行前後の写真を添付し、都市計画課に提出してください。
- ※6: [※1 届出]と[※3 土地区画整理法76条の申請]は並行受付できます。

お問い合わせ先 : 豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 TEL:098-850-5332